

役員報酬規則

平成27年4月1日制定版

特定非営利活動法人シーズネット

役員報酬規則

第1条(目的)

本規則は、特定非営利活動法人シーズネット定款第3章第18条に基づき、役員報酬に関する、基本的事項を定める。

第2条(役員の区分)

本規則において、役員を理事、業務理事、監事に区分して規定する。

- (1) 理事とは、理事長が召集する理事会に出席し、付議された議案の審議に参加し意見を述べ、表決する理事をいう。
- (2) 業務理事とは、前(1)の行為のほか事務局等に定期、不定期に出向き、事務局等業務遂行及び遂行の管理を行う理事をいう。
- (3) 監事は、特定非営利活動促進法第18条の職務を行う者をいう。

第3条(役員報酬の基本)

役員の総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。
- (2) 役員に就任した翌月から、報酬を支払う。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払う。

第4条(報酬等の支給区分)

- (1) 理事および監事は前条第1項の規定により決定した額を支払う。
- (2) 業務理事に対しては前条第1項の規定による報酬および事務局等での業務遂行、管理に対する対価を、職員給与規則等を適用して給与として支給する。

第5条(報酬の支払日)

役員の報酬の支払は、翌月15日とする。

第6条(報酬の支払方法)

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員へ支払うものとする。

ただし、法令又は規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

第7条(運営規則)

この規則の運用に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8条(改廃)

この規則を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

付則

この規則は、平成27年4月1日より適用する。